

さいたま市告示第 1299 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

令和8年8月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達すべき書類を特定するために必要な情報

財北個第1267号

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市財政局北部市税事務所個人課税課
- (2) 電話 048（646）3140

財北個第1267号
公示送達対象者一覧

公示日令和8年8月7日

No.	氏名・名称	住所・所在地	年度	通知書番号
1	武藤 翼		4	
2	武藤 翼		5	
3	武藤 翼		6	
4	武藤 翼		7	
5	武藤 翼		4	
6	武藤 翼		5	
7	武藤 翼		6	
8	武藤 翼		7	
9	武藤 翼		4	
10	武藤 翼		5	
11	武藤 翼		6	
12	武藤 翼		7	
13	武藤 翼		4	
14	武藤 翼		5	
15	武藤 翼		6	
16	武藤 翼		7	
17	武藤 翼		4	
18	武藤 翼		5	
19	武藤 翼		6	
20	武藤 翼		7	
21	吉田 史修		7	
22	川村 竜也		4	
23	川村 竜也		5	
24	川村 竜也		6	
25	川村 竜也		7	